○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準(平成30年3月29日農林水産省告示第696号)

(傍線の部分は改正部分)

改

TE.

後

前

1 認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第16条第1項第1号(法第36条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表1 認証を行う機関に関する基準

農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準
(略)	ISO/IEC 17065
接着重ね材 (JAS 0006)	
接着合せ材 (JAS 0007)	

2 試験所に関する基準

法第44条第1項(法第56条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表2 試験所に関する基準

試験等の方法の区分	基準
(略)	ISO/IEC 17025
接着重ね材の日本農林規格に規定する測定方法 (JAS 0006)	
接着合せ材の日本農林規格に規定する測定方法 (JAS 0007)	
ほうれんそう中のルテインの定量-高速液体クロマトグラフ法 (JAS 0008)	
生鮮トマト中のリコペンの定量-吸光光度法 (JAS 0009)	

1 認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第16条第1項第1号(法第36条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

正

改

表1 認証を行う機関に関する基準

農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準
(略)	ISO/IEC 17065
(新設)	
(新設)	

2 試験所に関する基準

法第44条第1項(法第56条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表2 試験所に関する基準

試験等の方法の区分	基準
(略)	ISO/IEC 17025
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	